

○国土交通省告示第千三百五十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十年十一月十七日

国土交通大臣 金子 一義

国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件

〔改正 令和四年三月十六日 国土交通省告示第三百四十七号〕

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第一条第一項の規定に基づき、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する建築物の敷地及び構造の点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表の(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表

	(イ) 点検項目	(ロ) 点検方法	(ハ) 判定基準
--	----------	----------	----------

敷地及び地盤			
(四)	(三)	(二)	(一)
擁壁	塀	敷地	地盤
擁壁の劣化及び損	況 劣化及び損傷の状 況	敷地内の排水の状 況	地盤沈下等による 不陸、傾斜等の状 況
必要に応じて双眼鏡	目視、下げ振り等に より確認する。	目視により確認す る。	目視により確認す る。
著しい傾斜若しくはひび	著しいひび割れ、破損又 は傾斜が生じているこ と。	排水管の詰まりによる汚 水のおふれ等により衛生 上問題があること。	建築物周辺に陥没があり 、安全性を著しく損ねて いること。

<p>外部の建築物</p>		
<p>(一)</p>	<p>(五)</p>	
<p>基礎</p>		
<p>基礎の沈下等の状況</p>	<p>擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況</p>	<p>傷の状況</p>
<p>目視及び建具の開閉具合等により確認する。</p>	<p>必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を入し確認する。</p>	<p>等を使用し目視により確認する。</p>
<p>地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。</p>	<p>水抜きパイプに詰まりがあること。</p>	<p>割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。</p>

(五)	(四)	(三)	(二)
外壁 躯体等		土台（木造に限る。）	
木造の外壁躯体の	土台の劣化及び損傷の状況	土台の沈下等の状況	基礎の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	目視により確認する。
木材に著しい腐朽、損傷	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉等に支障があること。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。

(八)	(七)	(六)	

状況 鉄骨造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	傷の状況 補強コンクリート ブロック造の外壁 躯体の劣化及び損 傷の状況	状況 組積造の外壁躯体 の劣化及び損傷の 状況	劣化及び損傷の状 況
等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。	等を使用し目視によ り確認する。
等があること。	目地モルタルに著しい欠 落があること又はブロッ ク積みに変位等があるこ と。	れんが、石等に割れ、ず れ等があること。	若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。

(九)	(十)
	<p>外装仕 上げ材 等</p>
<p>鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コ ンクリート造の外 壁躯体の劣化及び 損傷の状況</p>	<p>タイル、石貼り等（ 乾式工法によるも のを除く。）、モ ルタル等の劣化及 び損傷の状況</p>
<p>必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。</p>	<p>開口隅部、水平打継 部、斜壁部等のうち 手の届く範囲をテス トハンマーによる打 診等（無人航空機に よる赤外線調査であ って、テストハンマ ーによる打診と同等 以上の精度を有する</p>
<p>コンクリート面に鉄筋露 出又は著しい白華、ひび 割れ、欠損等があるこ と。</p>	<p>外壁タイル等に剥落等が あること又は著しい白華 、ひび割れ、浮き等があ ること。</p>

---

---

---

---

---

---

ものを含む。以下この項において同じ。  
～により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあつては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。  
～により確認する。  
ただし、竣工後、外

---

---

---

---

---

---

---

壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期点検等にあっては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが事実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

---

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)
------	------	------	------

窓サツ			
サツシ等の劣化及	損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況
必要に応じて双眼鏡	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
サツシ等の腐食又はネジ	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	ひび割れ、欠損等があること。

三			
(一)	(十六)	(十五)	
屋上面			
	外機等	空調室 告板、 れた広 緊結さ	外壁に
屋上面の劣化及び	及び損傷の状況	支持部分等の劣化	機器本体の劣化及び損傷の状況
目視により確認す	より確認する。	より確認する。	より確認する。
歩行上危険なひび割れ若	より確認する。	より確認する。	より確認する。

屋 上 及 び 屋 根			
(四)	(三)	(二)	
		屋上回り(屋 上面を除 く。)	
金属笠木の劣化及 び損傷の状況	笠木モルタル等の 劣化及び損傷の状 況	パラペットの立ち 上り面の劣化及び 損傷の状況	損傷の状況
目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	る。
笠木に著しいさび若しく は腐食があること又は笠 木接合部に緩みがあり部	モルタル面に著しいひび 割れ、欠損等があるこ と。	モルタル等の仕上げ材に 著しい白華、ひび割れ等 があること又はパネルが 破損していること。	しくは反りがあること又 は伸縮目地材が欠落し植 物が繁茂していること。

(七)	(六)	(五)	
塔設備、広 作物（冷却 機器及び工	屋根		
及び損傷の状況	傷の状況	排水溝（ドレーン を含む。）の劣化 及び損傷の状況	
及び損傷の状況	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	目視及びテストハン マーによる打診等に より確認する。	
根との接合部に著しいさ	機器若しくは工作物本体 又はこれらと屋上及び屋 根との接合部に著しいさ	屋根ふき材に割れ、さび 若しくは腐食があること 又は緊結金物に著しい腐 食等があること。	分的に変形しているこ と。

<p>四 建 物 の 内 部</p>		
<p>(一)</p>	<p>(八)</p>	
<p>防 火 区 画</p>	<p>告塔等)</p>	
<p>防 火 区 画 の 外 周 部</p>		
<p>延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造としなければならぬ部分の開口部に設けられた防火設備の劣化及び損傷の状況</p>	<p>支持部分等の劣化及び損傷の状況</p>	
<p>目視により確認する。</p>	<p>目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。</p>	
<p>開口部に設けられた防火設備に損傷があること。</p>	<p>支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。</p>	<p>び、腐食等があること。</p>

(四)	(三)	(二)
		壁の 室内 に面 する 部分
損傷の状況 の躯体の劣化及び 室内に面する部分 の躯体の劣化及び 損傷の状況	組積造の壁の室内 に面する部分の躯体 の劣化及び損傷 の状況	木造の壁の室内に 面する部分の躯体 の劣化及び損傷の 状況
補強コンクリート ブロック造の壁の 室内に面する部分 の躯体の劣化及び 損傷の状況	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
目地モルタルに著しい欠 落があること又はブロッ ク積みに変位があるこ と。	れんが、石等に割れ、ず れ等があること。	木材に著しい腐朽、損傷 若しくは虫害があること 又は緊結金物に著しいさ び、腐食等があること。

(七)	(六)	(五)
-----	-----	-----

又は 準	耐 火 構	
造 の 壁	部 材 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	鉄 骨 造 の 壁 の 室 内 に 面 す る 部 分 の 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況
傷 の 状 況	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 及 び 鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 の 壁 の 室 内 に 面 す る 部 分 の 軀 体 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状 況	必 要 に 応 じ て 双 眼 鏡 等 を 使 用 し 目 視 に よ り 確 認 す る。
目 視 に よ り 確 認 す る。	必 要 に 応 じ て 双 眼 鏡 等 を 使 用 し 目 視 に よ り 確 認 す る。	鋼 材 に 著 し い さ び 、 腐 食 等 が あ る こ と。
各 部 材 又 は 接 合 部 に 穴 又 は 破 損 が あ る こ と。	各 部 材 又 は 接 合 部 に 穴 又 は 破 損 が あ る こ と。	コ ン ク リ ー ト 面 に 鉄 筋 露 出 又 は 著 し い 白 華 、 ひ び 割 れ 、 欠 損 等 が あ る こ と。

(十)	(九)	(八)	
床			
躯体等		耐火構造の壁	
鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	点検口等から目視により確認する。	
鋼材に著しいさび、腐食等があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	

		(十一)	(十二)
構成す	区画を	(防火	造の床
耐火構	又は準	造の床	耐火構
傷の状況	部材の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床	傷の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	傷の状況
各部材又は接合部に穴又は破損があること。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	傷の状況

(十四)		(十三)
特定天	天井 難燃材 料又は 準不燃 材料を 必要と する仕 上げの 室内に 面する 部分	る床に 限る。
特定天井の天井材	室内に面する部分 の仕上げの劣化及 び損傷の状況	
必要に応じて双眼鏡	必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認し又はテスト ハンマーによる打診 等により確認する。	
天井材に腐食、緩み、外	室内に面する部分の仕上 げに浮き、たわみ等の劣 化若しくは損傷があるこ と又は剥落等があるこ と。	

(十六)	(十五)	
	<p>防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）</p>	井
<p>常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況</p>	<p>常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況</p>	<p>の劣化及び損傷の状況</p>
<p>各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>等を使用し目視により確認する。</p>
<p>常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。</p>	<p>防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。</p>	<p>れ、欠損、たわみ等があること。</p>

(十九)	(十八)	(十七)	
照明器具、			
照明器具、懸垂物の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の固定	常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	
必要に応じて双眼鏡	目視により確認する。	目視により確認する。	る場合にあっては、当該記録により確認することです。
照明器具又は懸垂物に著	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	

(二十一)	(二十)	
居室の換気		懸垂物等
換気設備の作動の状況	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	等の落下防止対策の状況
各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した官公庁施設の建設等に関する法律第十二条第二項の規定に基づく点	目視により確認する。	等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。
換気設備が作動しないこと。	防火設備の閉鎖に支障があること。	しいさび、腐食、緩み、変形等があること。

<p style="text-align: center;">(二十二)</p> <p>石綿等を添 加した建築 材料</p>	
<p>吹付け石綿及び吹 付けロックウール でその含有する石 綿の重量が当該建 築材料の重量の○ ・一パーセントを 超えるものの劣化 の状況</p>	
<p>を 確認する。</p>	<p>検（以下「定期設備 点検」という。）の 記録がある場合に あつては、当該記録 により確認すること で 足りる。</p>
<p>表面の毛羽立ち、繊維の くずれ、たれ下がり、下 地からの浮き、剥離等が あること又は三年以内に 劣化状況調査が行われて いないこと。</p>	

五 避 難 施 設 等			
(一)	(二)	(三)	(二十三)
廊下	出入口	避難上有効なバルコニー	
物品の放置の状況	物品の放置の状況	手すり等の劣化及び損傷の状況	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。
避難の支障となる物品が放置されていること。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	著しいさび又は腐食があること。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。

(七)	(六)	(五)	(四)
階段 階段			
階段各部の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	避難器具の操作性の確保の状況	物品の放置の状況
目視、触診、設計図書等により確認する。	目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。
モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材にさび又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等	通行に支障となる物品が放置されていること。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	避難に支障となる物品が放置されていること。



(十三)	(十二)	(十一)	(十)	
等	排煙設備			
	防煙壁			
可動式防煙壁の作	防煙壁の劣化及び損傷の状況	物品の放置の状況	付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	
各階の主要な可動式	目視により確認する。	目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	該記録により確認することです。
可動式防煙壁が作動しな	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	外気に向かつて開くことができない窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	

(十四)	
備 排煙設	
状 況	動 の 状 況
<p>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</p>	<p>防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期設備点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。</p>
<p>排煙設備が作動しないこと。</p>	<p>いこと。</p>

(十五)	(十六)	(十七)
	その 他の 設備 等	
	非常用 の進 入口 等	非常用 の照 明装 置
排煙口の維持保全 の状況	非常用の進入口等 の維持保全の状況	非常用の照明装置 の作動の状況
目視により確認する とともに、開閉を確 認する。	目視により確認す る。	各階の主要な非常用 の照明装置の作動を 確認する。ただし、 三年以内に実施した 定期設備点検の記録 がある場合にあつて は、当該記録により
排煙口が開閉しないこと 又は物品により排煙に支 障があること。	物品が放置され進入に支 障があること。	非常用の照明装置が作動 しないこと。

		六 其 他	
(二)		(一)	(十八)
		特殊な構造等	
		膜構造、取付部材等	
膜張力及びケーブル		膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	照明の妨げとなる物品の放置の状況
必要に応じて双眼鏡	必要に応じて双眼鏡、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することです。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、	目視により確認する。
膜張力又はケーブル張力		膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
			確認することです。

(四)	(三)	
	免震構 造建築 物の免 震層及 び免震 装置	
上部構造の可動の	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	ル張力の状況
目視により確認す	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認する。	等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することです。
上部構造の水平移動に支	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること。	が低下していること。

		(六)	(五)	
		煙突	避雷設備	
作 物 で	又 は 工	る 煙 突	に 設 け	建 築 物
		化 及 び 損 傷 の 状 況	物 と の 接 合 部 の 劣	煙 突 本 体 及 び 建 築
			の 状 況	等 の 劣 化 及 び 損 傷
				避 雷 針、 避 雷 導 線
				状 況
				る。ただし、三年以 内に実施した点検の 記録がある場合に あつては、当該記録 により確認すること で 足 り る。
				必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
				必要に応じて双眼鏡 等を使用し目視によ り確認する。
				避 雷 針 又 は 避 雷 導 線 に 腐 食、 破 損 又 は 破 断 が あ る こ と。
				煙 突 本 体 及 び 建 築 物 と の 接 合 部 に 鉄 筋 露 出 若 し く は 腐 食 又 は 著 し い さ び、 さ び 汁、 ひ び 割 れ、 欠 損 等 が あ る こ と。

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

(七)				
高さ六	メートル	を超える	突	
付帯金物の劣化及び	損傷の状況			
必要に応じて双眼鏡	等を使用し目視により	確認する。		
付帯金物に著しいさび、	腐食、緊結不良等がある	こと。		